

出島処分場での廃棄物搬入に際しての注意事項

この冊子は、出島処分場に搬入する廃棄物等車両の通行に関する注意事項をまとめたものです。処分場内の通行に際しては、事故のないよう、安全に十分留意していただくようお願いします。

1 受入日と受入時間

受入日 月曜日～金曜日

受入時間 9：00～12：00， 13：00～16：30

- ※ 祝日、振替休日及び12月28日～1月3日は休止しています。
- ※ 台風、地震などの天災、その他の事由により、受入時間の変更又は受入れを停止する場合があります。
- ※ 処分場の受入状況については、公社ホームページに掲載しています。
- ※ 緊急に受入停止する場合などは、随時、ホームページに状況を掲載します。

公社ホームページアドレス <http://www.khk-hiroshima.or.jp>



2 搬入車両

荷降ろしできる車両は、次の基準以内であって、事前に登録した車両のみ使用できます。

車両の高さ 3.5 m以下

車両の長さ 9.0 m以内

ダンピングの高さ 7.0 m以下

- ※ 特殊車両は、別途協議が必要です。

3 搬入時の注意事項

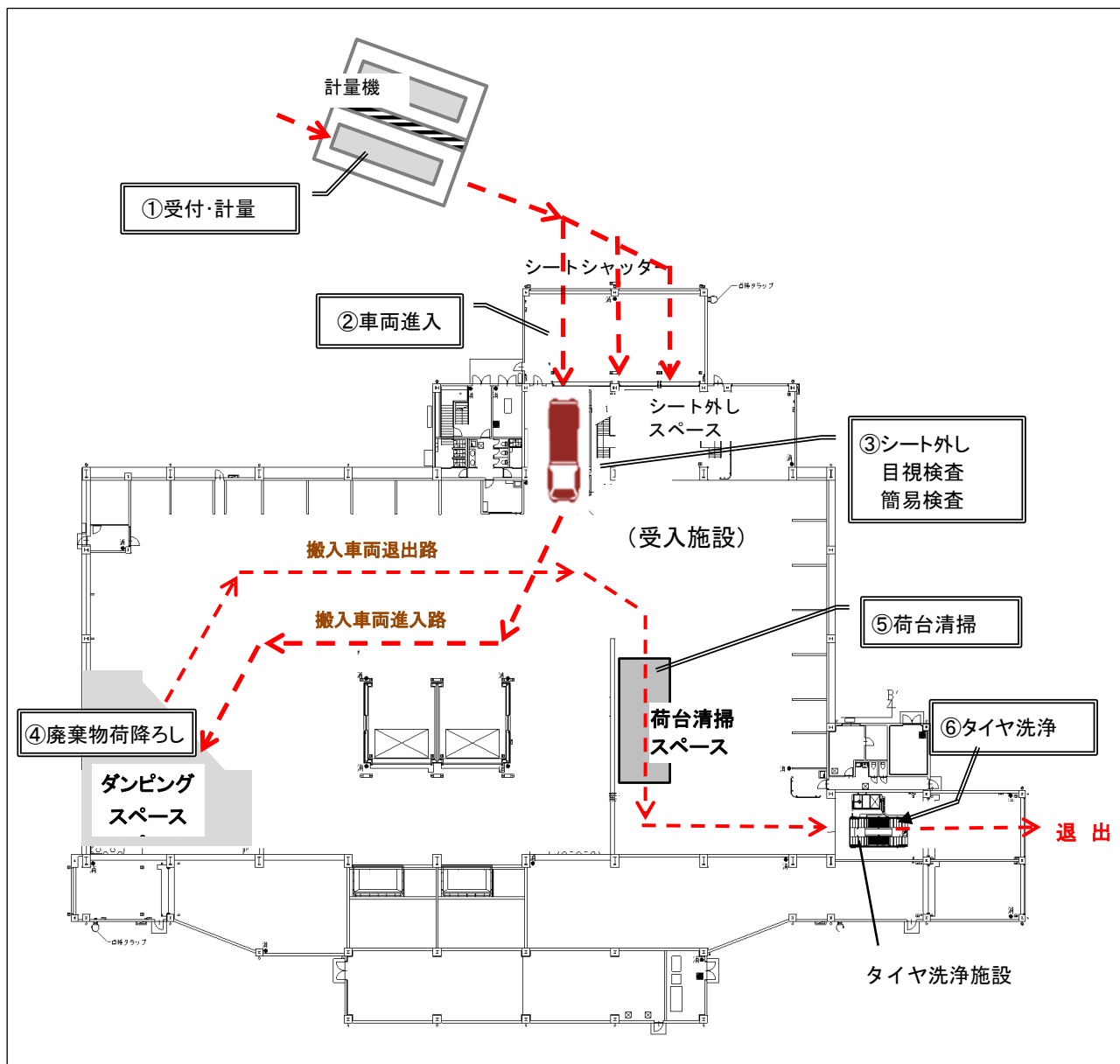
- ・ 処分場周辺の道路上での待機、駐車は行わないでください。
- ・ 廃棄物等の搬入に際し、指定された搬入ルートを通行してください。
- ・ アイドリングストップに努め、場内では携帯電話等の音量を下げ、場内放送や係員の指導に従い、安全運転を行ってください。
- ・ 廃棄物の落下、飛散防止のため、運搬中は全面シート掛け（建設残土を搬入、廃棄物を自動天蓋付き車両で搬入又はフレコンバッグに入れて搬入する場合を除く。）で来場してください。また、帰路においても飛散防止に努めてください。
- ・ 搬入車証を車両の左右のドアに貼り付け、搬入カードは、運転台の前に提示してください。
- ・ 施設内の移動速度は20 km/h以下を遵守し、移動してください。
- ・ 交通法規や路上でのごみの投げ捨て禁止など、その他の法令を遵守してください。

4 受入手順

受付後（計量後），受入施設（屋内）で荷降ろしを行っていただきます。

計量・受入施設では，係員の指示に従い，安全に十分留意し，①～⑥の順に車両の移動等の作業を行ってください。（図1参照）

図1 車両通行図



5 受入時の注意事項

① 受付・計量

- ・搬入車両は，計量機の上ではエンジンを切り，所定の書類を係員に手渡し，計量後，書類の返却を受けてください。（過積載と判断された場合は，受入れできません。）

② 車両進入

・係員の指示のあった受入施設の信号機が青であることを確認し、ゆっくり進入してください。

※建設残土は、受入施設に入らずに南側護岸の台船Ⅱで荷降ろしを行います。

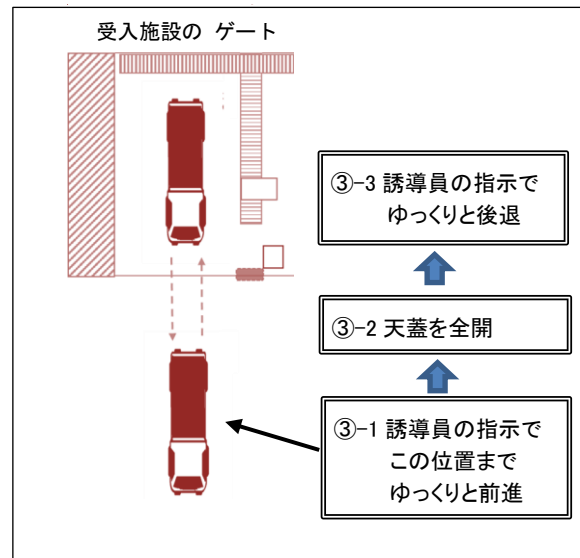
③ シート外し・目視検査・簡易検査

- ・シートシャッターの前で一旦停止し、シートシャッターが完全に開いたことを確認し、シート外しスペースに移動してエンジンを切り、シート外しを行ってください。
- ・簡易及び目視検査終了後は、係員から移動の指示があるまで、その場で待機してください。

※自動天蓋付き運搬車両は、係員の指示で、
車両前進・天蓋開け・後退を行ってください。

(図2参照)

図2 自動天蓋付き車両の天蓋開閉方法



④ 廃棄物荷降ろし

- ・簡易及び目視検査の結果が判明後、係員の指示に従い、ダンピングスペースに移動し、荷降ろしを行ってください。荷台の開閉等は、安全を確認しつつ、運転手が行ってください。
- ・荷降ろし後、展開検査の結果が判明するまで、その場で待機してください。

※フレコンバッグ詰め廃棄物は、受入施設を出て南側護岸上で荷降ろしを行ってください。

⑤ 荷台清掃

- ・展開検査終了後、係員の指示に従い、荷台清掃スペースに移動し、車体廻りを清掃してください。

⑥ タイヤ洗浄

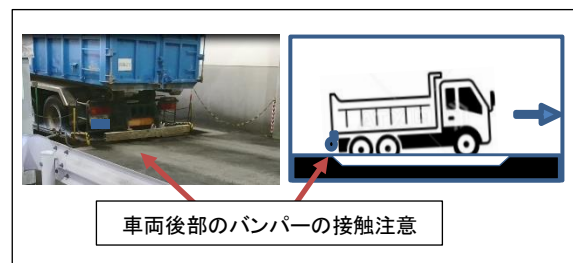
- ・車体廻りの清掃が終了した車両は、タイヤ洗浄施設でタイヤを洗浄した後、受入施設から屋外に出てください。

- ・タイヤ洗浄施設の通過に際し、車両の前後バンパー等が洗浄施設に接触(※)しないよう、ゆっくりと通過してください。

(図3参照)

※ローラー通過で車両が沈みますので、
後ろバンパーが接触するおそれがあります。

図3 タイヤ洗浄施設通過時の留意事項



風袋重量が未登録の車両又は毎回再計量を希望する車両は、場内の標識に従い、受付で計量を受けてください。

6 フレコンバッグ詰め廃棄物の搬入

《受入時間帯》

13:00～16:00

《受入基準》

項目	内容
荷降ろし作業主体及び方法	○ユニック車で搬入し、搬入車両の運転者等が荷降ろしを行うこと
フレコンバッグの性状等	○劣化や破損がなく、安全な荷降ろし作業に支障がない性状であること ○重量は耐荷重以下にすること

《留意事項》

- ・計量して、受入施設で目視検査等を受けた後、処分場南側護岸上の荷降ろし場所まで車両を移動させ、係員が指示する場所にユニックで荷降ろししてください。



7 受入拒否

- ・「3 搬入時の注意事項」、「5 受入時の注意事項」に違反した場合又は次の事項に該当する場合は、廃棄物の受入れを拒否することがあります。

埋立処分場の維持管理上支障があるとき。

処分依頼書等に虚偽・不正が発見されたとき。

8 搬入ルート

処分場までの搬入は、必ず、処分依頼書を提出した際に記載したルートを通行してください。

なお、当日の搬入車両の状況等により、搬入ルートを指定させていただく場合がありますのでご了承ください。



一般財団法人 広島県環境保全公社（令和3年2月）

連絡先: 出島管理事務所 ☎ (082)546-9300 FAX (082)546-9302
 本社業務企画課 ☎ (082)544-2363 FAX (082)544-2362